

御堂筋デザインガイドライン

〈まちなみ創造ガイドライン〉

御堂筋本町南地区

- Ver.1.2 -

変更（素案）

令和6年3月

大 阪 市

目 次

頁

1. はじめに

- (1) 御堂筋デザインガイドラインの目的と基本的な考え方 1
- (2) 対象となる行為..... 2
- (3) 対象範囲 2

2. まちづくりの目標

- (1) 御堂筋らしさとは..... 4
- (2) 御堂筋エリアの将来像 11
- (3) 【本町～長堀 区間】のまちなみ創造の方針 12

3. 御堂筋にふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみのルール

- (1) 落ち着きと高級感のある複合市街地の形成に向けて 13
- (2) 高級なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて 19

4. デザインガイドラインの運用について

- (1) 各ルールの留意点..... 33
- (2) デザイン協議の概要 35

別冊. 誘導事例集

1 はじめに

(1) 御堂筋デザインガイドラインの目的と基本的な考え方

○目的

＜まちの将来像とまちなみ創造の作法の共有と対話型まちなみ創造の実践＞

- 都市を取り巻く状況が大きく変化する中、大阪の成長を牽引する都心の活性化が不可欠となっており、御堂筋沿道及び周辺では、これまで培ってきた業務・商業集積地の強みを活かしながら、24 時間稼働する魅力的な多機能エリアをめざし、大阪の伝統と革新が生み出す世界的ブランド・ストリートとして、御堂筋沿道を次世代に向けて再生・発展させていくこととしています。
- その実現に向けては、国内外を問わず、土地所有者、建物事業者、店舗等のテナント事業者等、まちづくりに参画するすべての人々（以下「事業者等」という。）が、御堂筋エリアの将来像と、御堂筋沿道における景観形成だけでなく幅広い視点からのまちなみ創造の作法を共有する必要があります。
- そこで、本市では、その羅針盤として「御堂筋デザインガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、本ガイドラインに沿って本市と事業者等が対話を行うことにより、デザイン等を適切に誘導し、もって、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造、ひいては、御堂筋の活性化を推進することを目的とします。

＜進化するガイドライン＞

- 本ガイドラインは、社会環境・経済情勢の変化等に対応して、その内容を適宜見直し、より望ましい姿へと進化させていくこととしています。Ver.1.2 では、実際にガイドラインによって誘導された事例を紹介する別冊「誘導事例集」を追加しました。
- 将来的には地元組織等による運用（テナント更新時等の自主的運用、メンテナンス等）も想定しています。

○基本的な考え方

＜より良いまちなみを実現するための指針等の明示＞

- より良いまちなみの実現をめざし、個性と質の高いまちなみを形成するための形態誘導や、にぎわい形成のための低層部の建物用途、屋外広告物などは、具体の指針等を示します。
- また、居住施設を含む建築物の外観デザインや低層部のにぎわいの質などについては、一定の条件のもとに事業者等の創意工夫に委ね、魅力的で陳腐化しないまちづくりの実践を誘発することを意図しています。ガイドラインではそのための共通の判断をしやすいようにするため、望ましい参考事例等（写真等）を列挙しながら、指針等を示します。

(2)対象となる行為

- ・「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」に基づき、以下の行為を対象とします。以下の行為を行う場合は必要なデザイン協議を行ってください。

- ・建築物を新築、増築、改築、移転する場合
- ・道路に面する外観の模様替え、外構の模様替えをする場合
- ・用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替えをする場合
- ・屋外広告物を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合

※デザイン協議の概要については、4(2)デザイン誘導の概要(p.35)を参照してください。

(3)対象範囲

- ・本ガイドライン（御堂筋本町南地区）では、御堂筋沿道として、御堂筋から、東西方向に1街区、南北方向は中央大通から長堀通まで【本町～長堀 区間】の範囲を対象とします。（次図参照）ただし、心斎橋筋に面する敷地で、御堂筋に接していない敷地は除きます。
- ・なお、土佐堀通から中央大通までについては、別途「御堂筋デザインガイドライン（御堂筋本町北地区）」を参照してください。

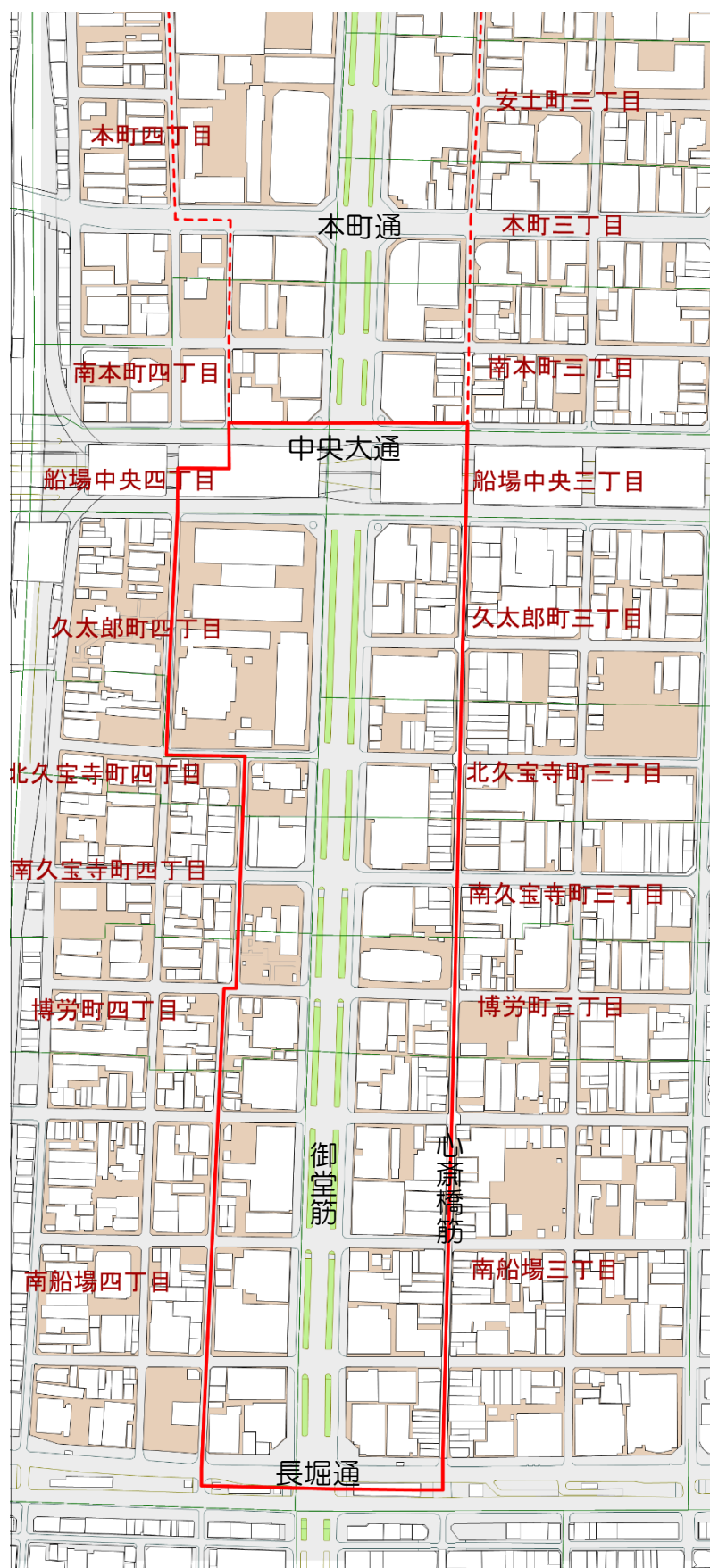


図 ガイドライン（御堂筋本町南地区）の対象範囲

2 まちづくりの目標

(1) 御堂筋らしさとは

- 御堂筋 **本町南地区**（中央大通から長堀通**まで**）は大阪を代表するビジネス地区である御堂筋本町北地区（**土佐堀通から中央大通まで**）と商業集積地であるミナミとの間に位置し、業務のみならず高質な商業施設等が集積しています。
- こうした御堂筋**沿道の景観が形成されてきたまちづくりの経緯等**を踏まえ、まちの将来像を設定しています。
- この将来像を実現していくために必要なまちなみ**創造**のルールを取りまとめることとします。

○御堂筋におけるまちづくりの経緯

■ 昭和12年に、幅員約44mの御堂筋が完成

国際的な視野で都市の近代化を誘導する全国最大の街路事業

- 御堂筋を含む船場地区は、太閤秀吉が大阪城築城の際に整備した町割りを受け継いでおり、現在の御堂筋も当時は幅員約6mの通りであった。しかし、産業の近代化や都市機能の高度化の影響を受け、大阪都心部の都市構造を改編する必要から、キタとミナミを南北に貫く交通の大動脈として御堂筋を拡幅整備することになった。
- 多数の市民や企業の協力を得ながら、イチョウ並木の列植による延長約 4.4 km、幅員約 44mという画期的な規模のメインストリートを整備しつつ、地下鉄建設を同時に進めるなど、「本市最高の機能」の向上と、「大大阪の中心街路たるに恥じざる幅員と体裁とを具備」した大阪の顔づくりにより、欧米に負けない近代都市づくりを志し、昭和 12 年に現在の御堂筋は完成した。
- 御堂筋が拡幅された当時、沿道の建築物は大正 9 年に施行された市街地建築物法により百尺（31m）まで建てることができた。また、昭和 9 年に指定された美観地区では、御堂筋地区を将来の高層建築地域として位置づけ、近代的な都市景観を創造することとした。

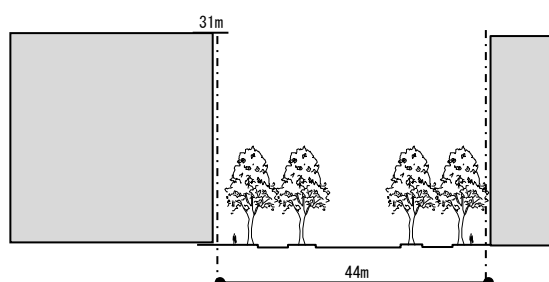
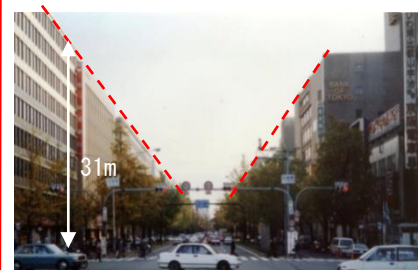


完成当時（1937年）の御堂筋 出典：（財）大阪市都市工学情報センター

■ 高度成長期に 31m（百尺）のスカイライン・整然とした風格あるまちなみの形成

～経済性の発揮～

- 昭和 25 年の建築基準法施行後も百尺制限は継承された。御堂筋沿道の土佐堀通から中央大通間では、昭和 30～40 年代の高度成長期に、業務機能を主体とするビルが高さ制限一杯まで使って次々と建設され、結果として 31m によるスカイラインが形成されるなど、昭和 40 年頃には整然とした風格あるまちなみがほぼ出来上がった。（約 30 棟）
- 御堂筋の完成から約 30 年、こうしてつくられた 31m（百尺）で揃ったまちなみは、前面のイチョウ並木とともに御堂筋を象徴する景観となるとともに、当時の大阪では突出して高層建築が建ち並ぶエリアとなり、東京の大手町に匹敵する風格あるビジネス地区としての地位を築いた。
- その後、昭和 44 年の建築基準法の改正により、容積率が指定され、同時に百尺制限は廃止されたが、御堂筋沿道の土佐堀通から中央大通間については既に統一的な景観が形成されており、その継承が望まれたことから、大阪都市計画地方審議会の附帯意見に基づき、31m を軒高の制限とする行政指導が継続されることとなった。
- この後、御堂筋沿道では 13 棟のビルの立地が進み、全体で 43 棟が 31m（百尺）で立ち並び、整然とした風格あるまちなみが形成されることとなった。
- 一方、中央大通以南については、御堂筋と中央大通りとの交差点の南西角に、高さ 31m を超える、伊藤忠ビル（現大阪御堂筋ビル）・大阪センタービルの高層ツインビル（高さ 46m）が昭和 44 年に建設されるなど、沿道建築物の高層化が進むこととなった。



■ 国際化・高度情報化への対応や建替え需要を背景に「御堂筋まちなみ誘導制度」を創設

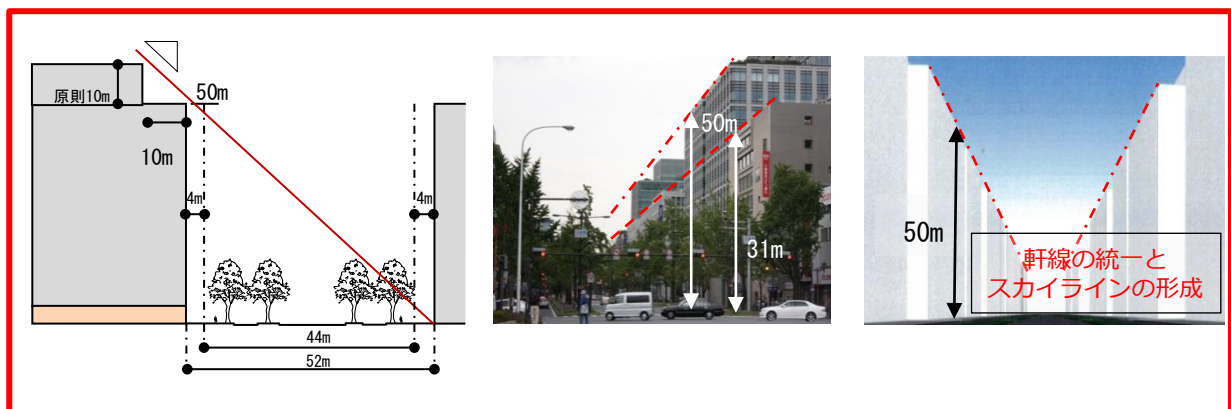
新たな 50m のスカイライン形成をめざす

～経済性とまちなみの調和～

- 平成に入ると、国際化や高度情報化の進展に対応する必要からオフィスビルに求められる天井高等の水準が高まり、土佐堀通から中央大通間で建替え時期を迎える建物も多かった

ことなどを背景に、御堂筋沿道における高さ規制の見直しを求める声が大きくなった。

- 本市としても都心部の都市機能の拡充が喫緊の課題とされており、「御堂筋まちなみ整備検討委員会」の答申等を受けて、軒高を 50m とする新たな街並みの形成の方針を変更し、平成 6 年 11 月に土佐堀通から中央大通間を対象とした「御堂筋沿道建築物のまちなみ誘導に関する指導要綱」を制定した。
- 同要綱の中では、高層化にあわせて、道路幅員に対して 1 : 1 となるスカイラインを確保すること、御堂筋に面した壁面を 4m 後退させることにより、ゆとりある歩行者空間の充実に図ることなどを条件に、軒高を 50m まで緩和することとした。
- また、50m を超える部分についても、1 : 1 の斜線を守りつつ、高さ 50m までの外壁位置から 10m 以上後退した場合に、高さ 60m までは建築できることとした。
- その後、本要綱を適用して 11 棟の建築物の建替えが進み、50m の高さの軒線と 50m までの壁面が連続した新たなまちなみが形成されてきた。
- このように時代に応じたルールに基づき、土佐堀通から中央大通までの御堂筋沿道は 70 年をかけて、イチョウ並木や整然とした建物ファサード等に象徴される美しいまちなみが形成されており、多くの人々に親しまれ、大阪の「顔」として知られている。

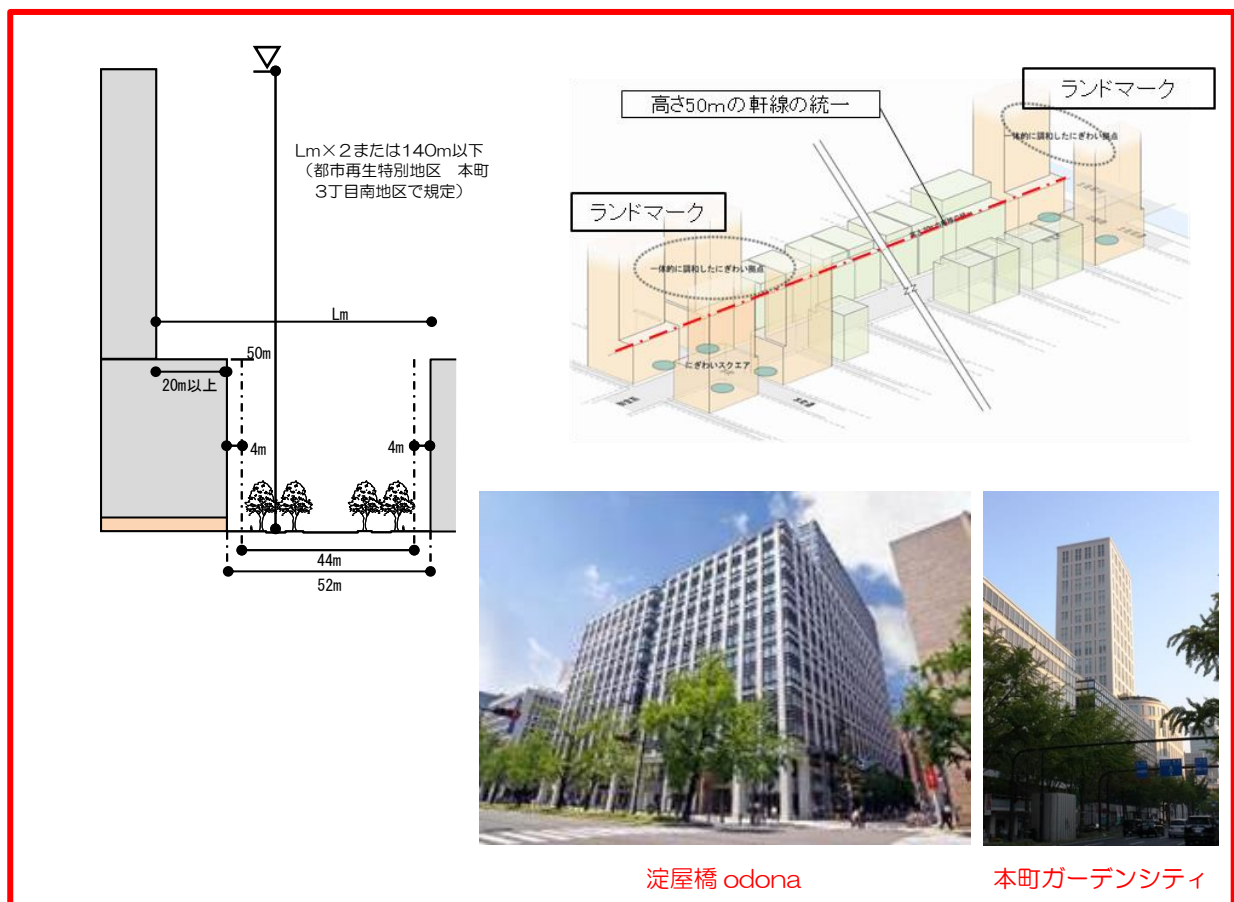


■ 都市再生特別地区による拠点的な開発により高さ制限を部分的に緩和

～拠点性の発揮と 50m 軒線の統一の継承～

- バブル経済の崩壊を契機として、金融機関の統廃合や本社機能の地区外流出などにより、御堂筋沿道地区の相対的な地位が低下するなか、土佐堀通から中央大通間の高さ規制緩和を求める動きが再度活発化した。
- 平成 13 年には関西経済同友会から「御堂筋及び周辺の活性化に関する提言」がなされ、高さ制限と容積率の緩和等が求められた。平成 14 年には地元企業で構成される「御堂筋まちづくりネットワーク」から「御堂筋の新しい規制のあり方」の提言がなされ、御堂筋まちなみ誘導制度の考え方を継承しつつも高層部のセットバックに自由度をもたせるよう要望された。

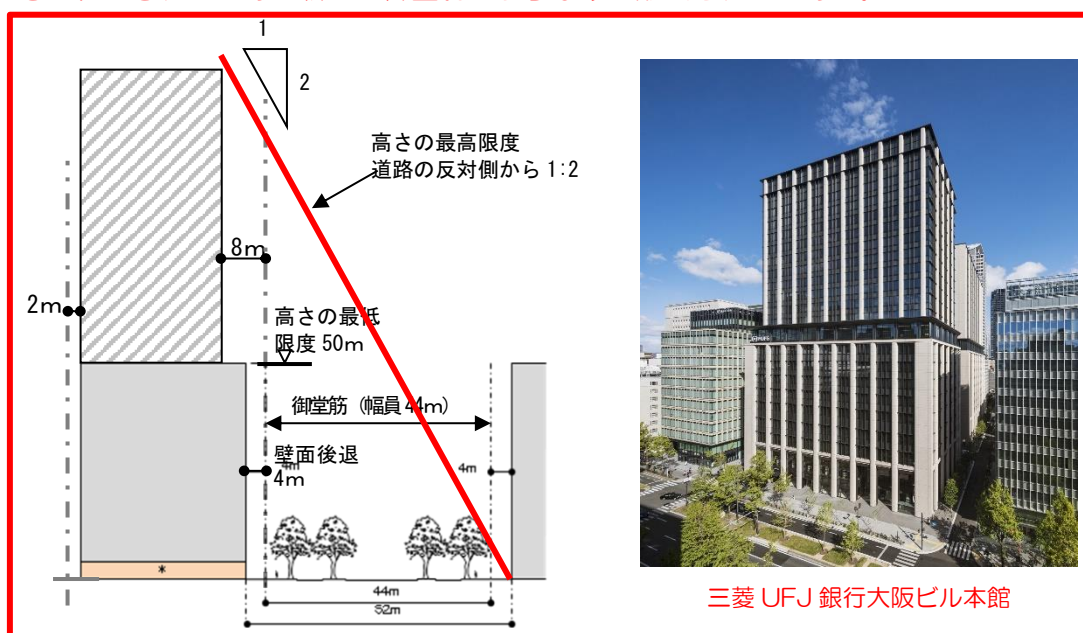
- 一方で、国の経済活性化政策の一環として都心部の再生が急務とされ、平成 14 年には御堂筋沿道地区を含む「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」が都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定された。
- 平成 16 年には、上記特別措置法を適用して淀屋橋地区（淀屋橋 odona）が都市再生特別地区に指定され、50mの軒線と、道路幅員などに対して1：1のスカイラインを確保しつつ、中枢業務機能の拡充と魅力あるにぎわい空間の創出に資するプロジェクトが実現した。
- さらに、平成 19 年には本町三丁目南地区（本町ガーデンシティ）が都市再生特別地区に指定され、高さ 50mまでの統一的なまちなみを継承しつつ、主要幹線道路との交差点部に限って都市再生に資する機能の導入や低層部におけるにぎわい形成等の貢献を条件に、50 mを超える部分の高度利用（最高高さ 140m）を認めることとした。
- 50mの軒線の統一に代表されるこれまでの整然としたまちなみの良さの継承を原則としながら、通りの結節点である本町通の交差点部分に限っては、街区全体でまとまりのある広場空間や都市再生機能を導入し、併せて、高度利用を図ることにより、御堂筋に結節点やランドマークの機能を配置することで、景観をより良いものとすることをめざした。
- こうした拠点エリアでの高度利用は、ランドマークの形成を図るとともに御堂筋の活性化に向けて、沿道全体へ波及していくことを狙いとしたものである。



■ 高さ制限の緩和とにぎわいの創出

地区計画とガイドラインの両輪による対話型まちなみ誘導。

- 平成 24 年 6 月に決定された「グランドデザイン大阪」、平成 24 年 12 月に策定された「大阪都市魅力創造戦略」において、御堂筋においてクオリティの高いにぎわい空間の形成や、沿道建築物の形態規制による景観のルール作りを行うとされた。
- これを受け、都市計画審議会（専門部会）において「御堂筋の活性化に関する検討調査」を行い、これに示された「次世代の御堂筋」の実現のため、平成 26 年に「御堂筋本町北地区地区計画」「御堂筋本町南地区地区計画」を策定した。
- 地区計画は、高度かつ多様な都市機能の集積や、安全・安心への対応と圧倒的な都市魅力の創出につながる高質な都市デザインを備えた都市空間を構築していくことを目的としており、高さ制限を緩和することで御堂筋の建て替えを促進するとともに、にぎわいの誘導などによる容積率の緩和等により御堂筋に相応しい上質な建築物を誘導することをめざしている。特に御堂筋の土佐堀通から中央大通間は、壁面後退による壁面線の統一と、50m 軒線によるスカイラインを形成し、整然とした御堂筋の特徴を継承するものとなっている。
- また、にぎわいの質や建築物・広告物のデザイン等については、本ガイドラインによりデザイン誘導を行うこととし、「地区計画」と「御堂筋デザインガイドライン」の両輪でまちなみ誘導を行っている。なお、地区計画及び本ガイドラインの策定にあたっては、地元権利者等を対象に説明会及び意見交換会を実施し、合意形成を図っている。
- ガイドライン区間では、本市と事業者等の対話により、より良いまちなみを創造していくこととしており、ガイドライン適用第 1 号である「三菱 UFJ 銀行大阪ビル本館」を皮切りに、その後も建て替えが進むとともに、土日にも人が集まり、まち歩きを楽しむことができる、にぎわいのある新しい御堂筋のまちなみが形成されつつある。



■ 官民共創のまちなみ創造

道路空間再編が進む御堂筋における道路と沿道が一体となった景観形成

- 建て替えが進む御堂筋では、壁面後退部分を利活用したオープンカフェやマルシェなども増え、地域のにぎわい形成に寄与している。また、地域景観づくり協定制度を利用したエリアマネジメント団体による地域の景観形成に向けた自主ルールの作成・運用など、地域主導の景観誘導の取り組みも広がりつつある。
- 一方で、平成 31 年に策定された「御堂筋将来ビジョン」に基づき、御堂筋では車中心から人中心の道路へと転換するべく道路空間の再編が進められるなど、御堂筋の拡幅が計画されてから概ね 100 年の時を経て、御堂筋は大転換期を迎えている。道路と沿道敷地における利活用が多様化していることから、道路と沿道が一体となった景観のあり方を検討し、道路を対象とした「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」も策定された（令和 6 年 3 月、大阪市建設局）。
- さらに、景観施策上特に重要なエリアとして、「大阪市景観計画」において御堂筋沿道を「大阪を代表するエリア」に位置づけるとともに、対話型のまちなみ創造により景観誘導を行っていくエリアとして、既存の「基本届出区域」及び「重点届出区域」とは異なる区域として、御堂筋デザインガイドライン区間を「まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）」として新たに位置付けるなど、これまでに形成されてきた御堂筋ならではの整然とした景観を継承しながら、大阪のメインストリートにふさわしい風格のあるまちなみを創出していくこととしている。



道路空間再編のイメージ

【出典：御堂筋道路空間再編整備ガイドライン】

○地域の強み

【御堂筋エリア全体】

- 業務・商業地の集積、ブランド
- 大阪の伝統や文化の存在
- 御堂筋などの歩いて楽しめる都市環境 等

【本町～長堀 区間】

■ 空間的な落ち着き

- ・ 都心でありながら、空間的な落ち着きを持ち合わせている地区。

■ 時代のニーズに合わせて表情を変える多機能複合空間

- ・ 御堂筋沿道であるブランドは保ちつつ、淀屋橋～本町、長堀～難波間の機能が融合し、時代のニーズにあわせて表情を変えることができる多機能複合空間。

○課題

【御堂筋エリア全体】

- 都心のマクロトレンド（24 時間化・多様性、安全・安心）への対応
- 御堂筋の「強み」を発揮したまちづくり

【本町～長堀 区間】

■ 業務エリアと商業エリアを結ぶエリアとしての役割の発揮

- ・ 業務エリアと商業エリアを結ぶエリアとして、強みをいかした特色のさらなる発揮。



(2)御堂筋エリアの将来像

○御堂筋エリア全体

- ・前項を踏まえ、御堂筋エリアの今後の将来像（ビジョン）について、次のように定めます。

【コンセプト】

大阪の伝統と革新がうみだす世界的ブランド・ストリート

～歩いて楽しめ、24時間稼働する多機能エリアへ～

【今後の御堂筋エリアの方針】

1. 安全・安心かつ複合的な都市機能を備えたまちへ
2. 御堂筋の強みをより発揮した大阪の顔にふさわしい世界的なまちへ

【各分野における取組方針】

（主に機能面）

1. 世界を魅了する個性豊かな「にぎわい」の形成

～御堂筋フェスティバルモール化

- ・世界を魅了する大阪・関西一の「ハレ」の場[※]として、クオリティの高いデザインストリートの実現などにより、キタからミナミまで各エリアの個性をいかした多様なにぎわいを形成することで、御堂筋のブランド力の向上を図る。

（※祭りなどのイベントが行われることによって人が集まり作り出される「平常とは違った気配を持つ空間」のこと。）

2. 多様な機能をあわせ持つ「ビジネス」地区の形成

- ・エリアのブランドや歴史・風格ある都市環境等を強みとした大阪を代表する業務集積地を形成する。
- ・業務機能を軸としながらも、業務機能の強化に資する多様な機能（商・学・住等）の導入を図る。
- ・また、防災機能及び効率的なエネルギーの活用などにより環境性能の向上を図り、エリア全体として国際レベルの都市機能を備えたビジネス地区の形成をめざす。

（主に空間面）

3. ヒューマン[※]かつ高質な「都市環境」の形成

- ・統一感のある都市景観を継承しつつ、ヒューマンスケールのまちなみ形成を図るとともに、人中心の道路空間への再編の動きと連動しながら、ヒューマンかつ高質な「都市環境」の形成を図る。

（※「人間らしい」「人間的な」という意味から、ここでは「人間本位の」「人が主役となる」という趣旨で用いています。）

○【本町～長堀 区間】

【コンセプト】

特別な時間を愉しむことができる落ち着いた複合地区

落ち着いた空間の強みをいかし、都心の多様性、多機能化といった
時代のニーズに合わせた特色の発揮

(3)【本町～長堀 区間】のまちなみ創造の方針

【落ち着き】	落ち着きと高級感のある複合市街地の形成
【にぎわい】	高級なにぎわいのあるまちなみの形成
【安全・安心】	安全・安心に配慮したまちづくり
【環境】	環境負荷の軽減に配慮したまちづくり

3 御堂筋にふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみのルール

大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造に向けて、周辺のまちなみの状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、建築物及び敷地単位のみだけではなく、周辺環境や御堂筋沿道全体として調和も配慮しながら、本ガイドラインに沿って建築物等の配置、規模、形態・意匠、低層部の用途等の内容について検討してください。

(1) 落ち着きと高級感のある複合市街地の形成に向けて



- 1) 個性ある質の高いまちなみの形成
- 2) 街区で調和した魅力的な空間づくり
- 3) 個性ある質の高いまちなみを阻害する要因の対策

1) 個性ある質の高いまちなみの形成

●狭小敷地への対策

- 1.1.1 御堂筋沿道は、市内でも比較的規模の大きな敷地に、近代建築物が建てられ、風格あるまちなみを形成してきました。

御堂筋沿道の既存の狭小敷地については、建物の更新時期等にあわせて共同化、一体化を検討してください。

●御堂筋にふさわしい個性ある質の高い外観 (形態・意匠)

- 1.1.2 御堂筋に面する建築物の外壁は、低層部（原則2階以下）と中高層部（原則3階以上）で分節することとします。

- 1.1.3 低層部については開放感のあるデザイン、中高層部は御堂筋にふさわしい個性のある質の高いデザインとなるよう、配慮してください。

- 1.1.4 御堂筋以外の道路に面する壁面の形態・意匠については、本規定は適用しませんが、御堂筋に面する外壁の意匠との調和を図るよう努めてください。また、隣地境界に面した壁面の形態・意匠についても、御堂筋からの視認性に留意してください。

(素材)

- 1.1.5 汚れにくいもの、維持管理が容易なものなど外観の素材に配慮してください。また、外壁や屋根などにおいて、太陽光を反射する恐れのある素材を使用する場合は、周囲への影響について十分に配慮してください。

(夜間景観)

- 1.1.6 御堂筋に面する外観は、夜間にも落ち着いたまちなみを生み出すよう照明を検討してください。また、ライトアップによる壁面の立体感の演出や建物頂部の演出を工夫するなど都市の顔となる魅力的な夜間景観の創出を検討してください。

【参照：2.5.1 夜間景観のあり方】



個性のある外壁デザイン



低層部と中高層部をデザイン的に切り替えています。また御堂筋側は垂直方向のラインを強調し、東西方向道路側とは異なるデザインを採用していますが、全体として調和のとれた外観を実現しています。



外壁のライトアップにより壁面の立体感を演出している例

(建築物の高さ)

- 1.1.7 御堂筋に面する建築物の高さは、沿道の敷地の集約化・高度利用を図るため、原則、6階以上ないしは20m以上とします。

●世界的なブランド・ストリートにふさわしい居住施設の導入

(居住施設)

- 1.1.8 居住施設については、ビジネスサポート機能として建築物の高層部に一定規模（建物最上階から、建物の階数の3分の1以内）であれば導入できることとします。

【参照：御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例】

- 1.1.9 居住施設は世界的なブランド・ストリートにふさわしい賃貸レジデンスに限ることとします。賃貸レジデンスに限るのは、あくまで短中期のビジネスサポートが目的であり、御堂筋沿道への定住を促すものではないためです。
- 1.1.10 一定のグレードを確保するため、住戸規模は35㎡以上とすることを原則とします。（ただし上記趣旨に沿った賃貸レジデンスであればこの限りではありませんので、必要に応じて協議してください。）



高級賃貸レジデンスの例



エントランスでコンシェルジュサービスを提供している例

- 1.1.11 また運営形態として、例えば、リネン交換、クリーニング、ハウスキーピング、朝食サービス、コンシェルジュサービスなどのサービス提供を行うものを推奨します。

(外観の形態・意匠)

- 1.1.12 居住施設については、御堂筋沿道に立地するにふさわしい、オフィスと調和する外観とする必要があります。

数あるデザイン要素の中でも、特にバルコニーは住宅で一般に見られるものであり、その作り方が外観を特徴づけるとともに、場合によっては住宅らしさを強調する要因ともなります。

バルコニーのデザインについては、以下のことを原則としてください。ただしデザインが優れていると判断できるものについてはこの限りではありません。なお、ベランダ自体に布団や洗濯物をかけて干すことは、管理規約等で禁止してください。

- 水平に連続する、壁面*から突出させたバルコニーを設けない。

※バルコニーに接する柱の柱面

- バルコニーの手すり及びこれに付随する部分は、柵状等の開放性のあるもの又はガラス等の透過性の高いものを用いず、外部から建築物の内部が見えない形態・意匠とする。
- 物干し用金物等を設ける場合は、手すりの高さを超えない。



一般的な住宅の壁面



望ましい外観デザインの例



外観のみ参考

2) 街区で調和した魅力的な空間づくり（御堂筋以外の道路沿い）

- 並木が連なる快適な歩行空間の形成
- 1.2.1 御堂筋以外の道路沿いの植栽は、**周辺の含めたまちなみとの調和や関係性**、街区の一体性や通りの連続性が感じられるように、向かい合う街区間や、隣接敷地間で樹種や植え方等の仕様を共通させるよう配慮してください。また、**日照や植栽スペース等の生育環境や維持管理を考慮して樹種を選択し、快適な歩行空間を形成するよう配慮してください。**
- 1.2.2 東西通りに面した並木の位置は、歩行空間を広く確保するため、駐停車防止用の車止めを兼ねるなどして右図におけるAの位置に設けることを基本としてください。

（船場後退部分の設え方法）

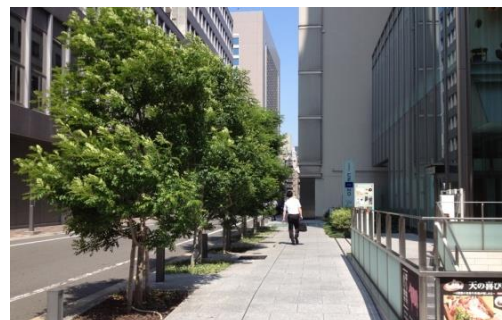
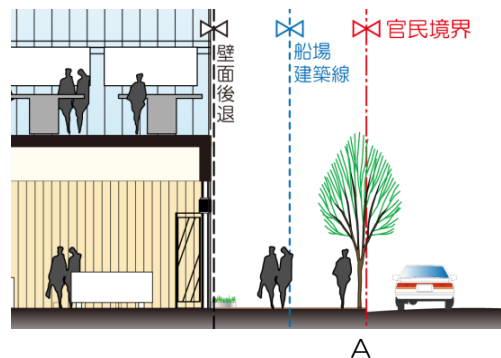
- 1.2.3 船場建築線による後退部分は、歩行空間として整備し、隣接地との連続性に配慮してください。
- 1.2.4 壁面後退部分は、船場建築線部分との段差が生じないものとし、歩行空間・にぎわい空間として利用できるよう植栽等の配置に配慮してください。
- 1.2.5 照明は、建物側と道路側でできるだけ効率的・効果的に必要な照度を確保できるよう、仕様や位置について関係部局と調整してください。

【参照：2.2.5 多様なオープンスペース等の整備】

- 舗装材、ストリートファニチュア等の仕様の統一
- 1.2.6 船場後退部分の舗装は、歩道の舗装との一体感が出るよう仕様やデザインを配慮してください。
- 1.2.7 隣接敷地間でも一体感が出るよう、舗装材やストリートファニチュア等の仕様やデザインについて配慮してください。



向かい合う街区間で樹種を統一させた例。



並木を上図におけるAの位置に設けた例。

3) 個性ある質の高いまちなみを阻害する要因の対策

- 建築設備等の修景

- ・ 1.3.1 建物の外部に面した建築設備等は修景してください。また電力・通信の地上機器等の設置位置は、御堂筋地上部から見えないよう配慮してください。

- 自動販売機の排除

- ・ 1.3.2 自動販売機はビルやまちなみの品格を阻害します。自動販売機を御堂筋沿道には設置しないこととします。



壁面を最上階から1層分立ち上げ、さらに内側に植栽を施すことで建築設備等を修景している例。